

平和安全法制の背景

1. なぜ「今」なのか

(1) 積み残されていた「課題」

- 今回の平和安全法制の内容は、**従来から**、自・公政権・民主党政権下の有識者懇談会などで指摘されながらも、具体的措置が講じられてこなかった措置が大半を占めています。

(2) 厳しさを増す安全保障環境

- 米国が圧倒的な優位を占めていた状況から、パワーバランスが変化するとともに日本の周辺の安全保障環境は厳しさが増えています。
- 近年、**各国が軍事力を増強**するとともに、**軍事活動を活発化する傾向**にあります。特に北朝鮮の核・ミサイルの脅威が顕在化しています。
- また、ISIL（いわゆる「イスラム国」）などの**国際的なテロ組織**や、海上交通路（シーレーン）における**航行の自由に挑戦する動き**など、**脅威が多様化**しています。

(3) 国際協力が不可欠の時代

- 国連PKOのみならず、その他の国連機関や欧州連合・アフリカ連合などの地域連合も平和維持活動を実施し、各国が協力して活動しています。

2. なぜ日本がやらなければいけないのか

(1) 他人事ではない

- 厳しい国際情勢を見ても分かる通り、**「平和」は待っていればやってくるものではなく、志を同じくする仲間とともに、自ら汗をかいて創り出すもの**です（「積極的平和主義」）。
- **世界第3位の経済大国である日本**は、日本周辺の厳しい安全保障環境に対応するとともに、世界の平和と安定のため、さらなる積極的な取組が求められています。

(2) 「できないこと」や「できなくなったこと」が実は多い

- 例えば、日本の近隣で紛争が発生し、日本にも武力攻撃が行われるかもしれない状況で、紛争当事国から米国に対する弾道ミサイル攻撃が行われても、日本に被害が及ぶおそれがなければ、このような**弾道ミサイルを迎撃できません**。
- 日本のNGOや、他国部隊を含むPKO要員が自衛隊の所在地から離れた場所で武装集団に襲われた場合、国連PKOに参加する自衛隊は、**助けに行くことができません**。
- かつてインド洋やイラクで自衛隊は様々な活動を行いましたが、今では法律が失効したため、洋上給油や海外への物資の輸送などの支援活動ができなくなっています。

(3) 国際社会からの期待

- これまで、日本は、アジア、中東、アフリカ、中南米など、世界各地で約30の国際活動に参加し、のべ約5.3万人の自衛隊員を派遣し高い評価を受けてきました。**国際社会は我が国のより積極的な関与を期待しています**。

平和安全法制は、

- (1) いかなる事態においても日本国民の命と平和な暮らしを守り、
 - (2) 国際社会の平和と安定に一層貢献するため、
- これまでの「不備（穴）」を埋め、抑止力を高め、国際協力の機会を広げるものです。

平和安全法制のポイント

1. いかなる事態においても日本国民の命と平和な暮らしを守る

(1) 日本の防衛のための最小限度の集団的自衛権の行使

- 一般に、集団的自衛権の行使とは、同盟国や友好国などが武力攻撃を受けた際、その国を守るために、自らも武力の行使を行うことです。こうしたフルスペックの集団的自衛権の行使は、憲法の制約から認められません。
- 今回の法制で認める集団的自衛権は、日本の防衛のために必要な、極めて限定的な場合のみ。他国への攻撃が発生して、結果的に日本の存立や国民の生命、自由、幸福追求の権利が脅かされるときにのみ発動可能です。（ある意味「自分勝手」かもしれませんが、あくまでも「日本の存立のため」にしか発動できないということです。）
- わかりやすく火事に例えるならば、隣の家に火事起きたときに、自分の家に火の粉が飛んでくる場合だけ一緒に消火するということです。（自分の家に燃え移ることがないのであれば、消火はできません。少し厳しすぎるかもしれませんが、憲法に従う必要があります。）

(2) 日本の平和と安全に重要な影響を与える状況に適切に対応

- 「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」という定義はこれまでと変わりません。
- これまでは、アメリカ以外の友好国などへの支援ができず、支援内容も限られていました。また、日本の領域外で支援を行うことができませんでした。
- 今回の法制では、過去の法律（旧テロ対策特措法、旧イラク人道復興支援特措法など）の下での支援活動の経験も踏まえ、支援の範囲を拡充します。

2. 国際社会の平和と安定に一層貢献する

(1) 国連PKOや同様な活動への参加

- 日本は、武力紛争後の復興支援や人道支援の分野での国際平和協力活動を得意としており、これまでも高い評価を受け、また、高い期待も寄せられています。
- 今回の法制により、活動し得る範囲が広がり、より一層の貢献が可能になります。
- あくまでも厳格な参加原則の下での活動にとどめるとともに、隊員の安全確保にも配慮しています。

(2) 国際社会で一致団結した取組への参加

- 国際テロ組織への対処など、国際社会が直面する脅威においては、国連のお墨付きを得て、国際社会が一致団結した対応が必要です。このような場合に、ともに活動する各国の軍に対して、支援を行えるようになります。
- これにより実施可能となるのは、あくまでも、物資・人員の輸送といった後方支援や、施設活動のような人道復興支援など、武力の行使に当たらない範囲のものであり、かつて、インド洋やイラクで行った活動と同じものです。

3. 明確な歯止めの存在

- 活動の際の限定的な武器使用権限や、国会承認、透明性のある手続など、歯止めを明確に規定しています。

徴兵制がとられるのではないか

(1) 大前提として、憲法は「徴兵制」を禁止。

(参考1) 日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(2) 「徴兵制」を導入する合理的な理由はない

- 現代の軍事活動は、より一層ハイテク化しています。このため、新隊員を採用し、高度なスキルを身につけさせるためには相当な期間と労力が必要となります。
- 厳しい訓練を耐え抜くには強い意志が必要であり、意に反して強制的に集められた人には耐えがたいものです。
- つまり、例え「徴兵制」をしいても、「強い実力組織」をつくることはできないばかりか、「弱い組織」を国民の血税によって支えることになり、期待された役割を果たすことは困難です。
- 世界各国で「徴兵制」は減少傾向にあります。例えば、G7（日、米、英、仏、独、伊、加）のどの国も、現在「徴兵制」をとっていません。

(3) 自衛官は自ら志願し、日本と国民を守る

- 自衛官は、国民が戦禍に巻き込まれないよう、自ら志願し、宣誓しています。そして、厳しい訓練に耐え、専門技術を磨き、国民を守るために任務に従事しています。

(参考2) 服務の宣誓

「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の付託にこたえることを誓います。」

アメリカの戦争に引きずり込まれるのではないか

(1) 新三要件による武力行使は、あくまでも日本自身のため

- 日本が武力行使を行うのは、「新三要件」が満たされた場合のみです。そうでなければ憲法違反です。
- 「新三要件」は、極めて厳格な基準であり、あくまでも「日本の存立」や「日本国民の生命、自由、幸福追求の権利」が判断基準です。
- 「新三要件」の下での武力行使が、日本の意に反し、結果としてアメリカの戦争に引きずり込まれるということはありません。

自衛の措置としての「武力の行使」の新三要件

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

(2) 後方支援を行うための条件も、厳しく限定

- 「日本の平和と安全に重要な影響がある」場合に、後方支援が可能ですが、あくまでも日本自身への影響はどうか、という基準で判断されます。
- また、国連決議が出ている場合であって、日本が主体的かつ積極的に寄与する必要があるような状況において、後方支援が可能ですが、どのような活動を行うのか示した上で、国会の例外なき事前承認を受ける必要があります。
- したがって、「日本自身のため」の後方支援を行うのであり、国会承認などの厳格な歯止めもある中で、アメリカの戦争に引きずり込まれるということはありません。